明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八八）　一
〔告示〕
○平成二十三年度中小企業者に関する国等の契約の方針の要旨（経済産業一六一）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
日本放送協会放送受信規約の一部変更・放送受信料免除基準の一部変更、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　齒
会社その他
会社決算公告　卖
卖

省令

○厚生労働省令第八十八号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第十三条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号。以下「平成十八年法律第九十五号」を「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年法律第二十五号」に改め、同条第二項第一号中「平成十五年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「平成十八年法律第九十五号」を「平成二十三年法律第二十五号」に、「第二項」を「前項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「平成十五年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項各号列記以外の部分中「平成十八年法律第九十五号」を「平成二十三年法律第二十五号」に改め、同項第一号中「平成十三年法律第十一号」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号）」に、「平成十八年法律第九十五号」を「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号）」に改め、同項第三号及び第四号中「平成十八年法律第九十五号」を「平成二十三年法律第二十五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第二号、第四項第一号」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第四条中「第六項」を「第五項」に改める。